

マイナンバーのお知らせ



通知カードは届きましたか？

マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

マイナンバーは、今月から利用が始まり、社会保障・税・災害対策の手続で必要になります。生涯使うものですので、通知カードは大切に保管しましょう。

通知カードは届いていますか？

12桁のマイナンバー（個人番号）を記載した「通知カード」が、昨年11月に住民票の住所地に送付されています。役場では、不在やあて所なしなどの理由で郵便局から返戻された封書をお預かりしていますので、まだ受け取っていない方については、お早めに町民課総合受付係（☎68-7003）までお問い合わせください。

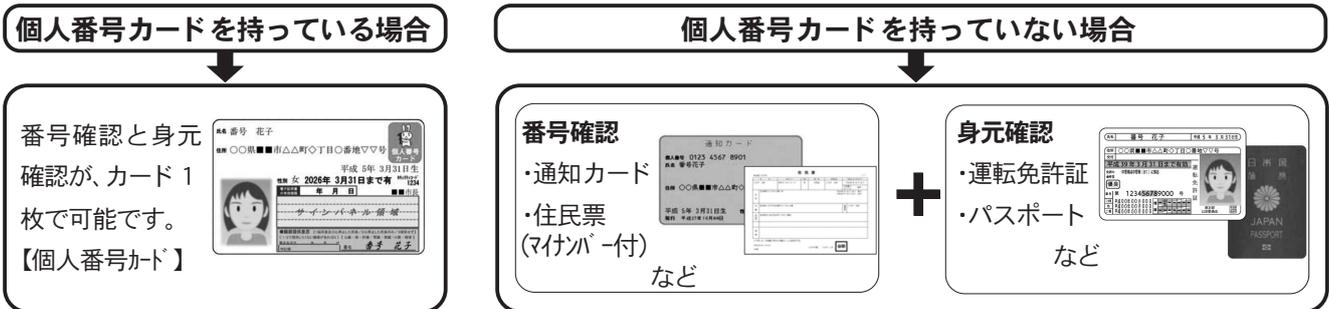
どんなときに使うの？

今月から、役場の窓口などでの各種申請にマイナンバーの記載が必要になります。申請時には番号確認や身元確認を行いますので、下記の例を参考に関係書類を持参してください。

【役場での手続き例】

国民健康保険、後期高齢者医療、医療費助成、介護保険、児童手当、保育所の入所、町営住宅の入居、生活保護などの各種申請手続き

【手続きの際に必要なもの】



個人番号カードの申請について

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、様々な本人確認の場面で利用できる「公的身分証明書」であり、本人の申請（任意）により「**無料**」で取得することができます。申請方法は主に次の2通りで、手続き後、役場窓口で受け取れます（代理人可）。

①郵送で申請



個人番号カードの申請書にご本人の写真を貼り、必要事項を記入のうえ、返信用封筒に入れてポストへ

②オンラインで申請



スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請（パソコンからも可）

【役場で受け取る際に必要なもの】

①大切に保管していた「通知カード」

②申請後に届く、個人番号カードの準備ができたことを知らせる「**交付通知書**」

③運転免許証などの**身元確認書類**（代理人による受取りの場合、他に必要な書類があります。）

※受け取る際に、オンラインでの本人確認等に使用する「暗証番号」の設定が必要になります。

※住民基本台帳カードをお持ちの方は、取得日から10年間は利用できませんが、個人番号カードを受け取るときには返却が必要です（交付は、平成27年12月で終了しています。）。

☎お問い合わせ

■マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178（無料）【平日：午前9:30～午後10:00 / 土日祝日：午前9:30～午後5:30/12月29日～1月3日除く】

■通知カード・個人番号カードに関すること 町民課総合受付係 ☎ 68-7003（課直通）

■マイナンバー全般に関すること

総務課情報管理係 ☎ 62-1211